

記入上の注意

「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書」は次によって記入してください。

申請者は、高等学校等就学支援金の受給資格を有する者の熊本県に在住する生計維持者(※)になります。

※「生計維持者」とは原則、父母ですが、父母がいない場合は未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順となっています。

申請者住所は熊本県内となります。熊本県外に居住されている場合、居住している都道府県に申請してください。都道府県の担当部局及び連絡先については在籍する学校にお問い合わせください（文部科学省のホームページでも確認できます）。

生計維持者が熊本県内と県外で別居している場合は、生活の本拠地としている都道府県に申請していただくことになります。詳しくは都道府県の担当者までお問い合わせください。なお、生計維持者の一方でも海外赴任等により課税証明書等の提出ができなかった場合は、奨学のための給付金の支給対象とはなりませんので、御注意ください。

【申請区分】は次のように記入してください

着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損したことで、再度、制服の購入が必要である世帯にレ点をつけ、併せて①制服が災害等により喪失・毀損したことについては罹災証明書②再度、制服の購入が必要であることについては、別記第5号様式（制服の再購入に係る誓約書・制服の再購入に係る証明書）を添付してください。

留意事項

過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学のための給付金の受給資格はありません。

1人の生徒が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてくだ

不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。